

議第六号議案

知事において専決処分することができる事項の指定についての一部改正について

知事において専決処分することができる事項の指定について（昭和三十九年三月二十八日議決）の一部を次のように改正する。
第六号中「第二百四十三条の二第四項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

「注」本議決は、令和六年四月一日から適用する。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。